

159-衆-厚生労働委員会-10号 平成16年4月9日

「高齢期等において国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するための公的年金制度の抜本的改革を推進する法律案」に関する北側一雄議員からの質問について、山井和則が答弁

○北側委員 限られた時間でございますので、きょうはたくさん、民主党の案について具体的なところを知りたいので、質問を続けさせていただきたいと思っております。

これは、民主党の年金のイメージとして皆様の方で出されているイメージでございます。お聞きしたいのは、最低保障年金。この最低保障年金額をどの程度の水準でお考えなのか、具体的に、ぜひお聞かせを願いたいと思っております。

それから次に、この図で、最低保障年金の支給が下降するところがございませぬ。言いかえますと、最低保障年金が全額給付されるのは、どの程度の所得比例年金が支給されているようなところを考えていらっしゃるのか。それからさらに、一番最後、全く最低保障年金が出ない層もあるというふうに聞いております。最低保障年金が全く出ない層というのは、一体どの程度の所得比例年金を受給する層を予定されているのか、すべて具体的にぜひ教えていただきたいと思っております。

○山井議員 まず、障害年金についてお答えをいたします。

私たちの法案においても、障害年金、遺族年金を強く意識しておりまして、この法案名にありますように、高齢期等において国民が安心して暮らす云々となっておりますのはその意味であります。そういう意味では、最低保障年金と二分二乗方式という新しい方式を導入することにより、すべての人々に安心感を保障しております。当然、そのことを前提にして制度も変わりますので、その制度発足に伴い、年金制度改革調査会において詳細をしっかりと詰めてまいります。

以上でございます。